

福知山市イメージキャラクターイラスト使用許可に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福知山市のPR及び地域活性化を目的に制定した福知山市イメージキャラクターのイラストを使用するにあたり、その使用許可に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「イメージキャラクターイラスト」とは、別図に示す福知山市イメージキャラクター「ドッコちゃん」「酒呑童子」とする。

(使用許可の申請及び承認)

第3条 イメージキャラクターイラストの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「福知山市イメージキャラクターイラスト使用許可申請書」（様式第1号）及び当該イラスト使用物件の図案、その使用概要等がわかる資料を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的で使用する場合。
- (3) そのほか、市長が別に定めた場合。

(使用許可の基準)

第4条 市長は、前条の申請があつた場合において、その内容を適当と認めるときは、使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 福知山市のPRという趣旨に反するおそれがある場合。
- (2) 福知山市及びイメージキャラクターの品位を傷つける、又はそのおそれがある場合。
- (3) 各種法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合。また、各種法令の規制がある場合で、使用申請を行う前に当該法令等の許可を得ていないとき。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種が使用する場合。
- (5) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長する、又はそのような誤解を与えるおそれがあると認められる場合。
- (6) 不当な利益を得るために使用されるおそれのある場合。
- (7) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められる場合。
- (8) 福知山市の事業又は福知山市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。
- (9) 前各号に掲げる場合のほかイメージキャラクターイラストの使用を市長が不相当と認める場合。

（使用許可した場合の処理等）

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合において、使用を許可したときは、「福知山市イメージキャラクターイラスト使用許可書」（様式第2号）により、使用を許可しないことを決めたときは「福知山市イメージキャラクターイラスト使用不許可書」（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 使用許可を受けた者に対するイメージキャラクターイラストの使用料は無償とする。

（使用許可内容の変更等）

第7条 使用者は使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ「福知山市イメージキャラクター使用内容変更承認申請書」（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき承認することが適当と認めたときは、「福知山市イメージキャラクター使用内容変更承認通知書」（様式第5号）により、承認することが適当でないことを認めたときは、「福知山市イメージキャラクター使用内容変更不承認通知書」（様式第6号）により、使

用者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第8条 イメージキャラクターイラストの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 各種法令や公序良俗を遵守すること。
- (3) イラストを使用する際に、福知山市のイメージキャラクターとわかるように、原則としてドッコちゃんのイラストには「福知山市イメージキャラクター ドッコちゃん」、酒呑童子のイラストには「福知山市イメージキャラクター 酒呑童子」の表示を入れること。
ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (4) 統一したキャラクターイメージを保つため、キャラクターの改編等は原則として行わないこと。また、キャラクターに吹き出し等を用いて会話をしているような表現は原則としてしないこと。
ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 当該イラスト使用物件について、福知山市が製作したものと混同、あるいは誤認されないよう十分配慮すること。
- (6) 当該イラスト使用物件について、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該イラスト使用物件を原因とする事故に対して、福知山市は一切の責任を負わない。
- (7) 当該イラスト使用物件が完成次第、速やかに市長に提出すること。
ただし、当該物件の提出が困難であると市長が認める場合、その写真等をもって代えることができる。
- (8) 許可を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (9) 上記条件に違反するなどして、許可が取り消された場合は、速やかに使用を中止すること。
- (10) そのほか、第5条及び前条第2項に規定する「福知山市イメージキャラクター使用許可書」、「福知山市イメージキャラクター使用内容変更承認通知書」に明記された条件に従い使用すること。

(使用許可の期間)

第9条 使用許可の期間は原則3年以内とする。ただし、第5条及び第7条第2項に規定する「福知山市イメージキャラクター使用許可書」「福知山市イメージキャラクター使用内容変更承認通知書」において3年以上の許可を行った場合はその許可した期間とする。

(使用許可の取り消し)

第10条 市長は、イメージキャラクターイラストの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可後であっても許可を取り消すものとする。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。また第8条各号のいずれかに違反していることが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、その使用者に対し、「福知山市イメージキャラクター使用許可取消通知書」(様式第7号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用許可を取り消したときは、その使用者に対して、当該取り消された使用許可に係る物件の回収を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第11条 福知山市は、イメージキャラクターイラストの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、福知山市イメージキャラクターイラストの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年2月5日から施行する。

【別図】

福知山市イメージキャラクター ドッコちゃん



福知山市イメージキャラクター 酒呑童子

